

令和 2 年度

社会福祉法人 留寿都村社会福祉協議会 事業報告

福祉目標

地域住民の手による

「心通う福祉のまちづくり」

をめざして

1. 基本方針

子どもから高齢者までの全ての世代が健康で安心した生活を送ることができる地域社会づくりが望まれており、現在施行されている介護保険法や障害者総合支援法におけるホームヘルプサービス事業や、留寿都村独自の福祉事業である配食サービスをはじめ、軽度生活援助事業、除雪サービス事業、高齢者生活支援ハウスの指定管理事業といった社協が受託している公的な福祉サービスの提供や、地域の特性を踏まえて外出サービスや会食サービス、入浴サービス、安否確認サービスといった福祉サービスを留寿都村社協独自で創出し提供するなど、様々な在宅福祉サービスを提供しているところです。

また、認知症高齢者、知的障がい者及び精神障がい者などの判断能力が不十分な方に対する権利擁護事業の相談件数は増加傾向にあり、今後も事業を充実させていく必要があるほか、生活困窮者への資金貸付事業は新型コロナウイルス感染流行の社会情勢下において、相談件数が飛躍的に増加するなど、今まで社協が主に取り組んできた高齢者や障がい者への在宅福祉サービスの提供に留まらない幅広い福祉サービスを育成し充実させていくことが社会福祉協議会に対し強く求められています。

留寿都村社会福祉協議会は「心通う福祉のまちづくり」を目指し、行政機関のご指導と、ボランティア協力団体や民生委員協議会等の各関係機関及び地域住民からの幅広いご協力をいただきながら、各種事業への取り組みを推進強化して参りました。

2. 重点施策

(1) 在宅福祉サービスの充実

介護保険事業における居宅サービス事業として現在実施している訪問介護事業（平成12年4月より事業開始）として、介護予防訪問介護事業に取り組むことで在宅高齢者が安心して地域で生活することができるためのサービスの充実に努めました。

また、障害者総合支援制度における障害者居宅介護事業（平成15年4月より事業開始）を実施することにより、障がい者が安心して生活できる環境づくりに努めました。

さらに、村独自で行っている介護予防事業の軽度生活援助事業、外出支援サービス事業（令和2年6月末で事業終了）、配食サービス事業、除雪サービス事業、留寿都村高齢者生活支援ハウス管理事業などの村受託事業を充実させ、在宅で支援を必要とする方の自立生活の維持向上に努めたほか、社会福祉協議会独自事業として在宅高齢者に対し実施している外出サービスや会食サービス、入浴サービス、安否確認サービスも合わせて提供することにより、国や村などの公的な福祉サービスでは対応できない福祉サービスを提供することにより留寿都村の在宅福祉の機能強化にも努めました。

(2) 判断能力が十分でない者に対する権利擁護体制の充実

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない者の権利擁護体制の構築が求められており、成年後見実施体制整備等の権利擁護事業の推進を図るとともに、関係機関との連携強化により、地域における孤立防止及び自立に向けた包括的な支援を実施する権利擁護推進等事業を留寿都村より受託し実施している。

平成29年度より立ち上げた権利擁護・成年後見制度に関する相談・支援を行う「安心生活サポートセンター」の実施、社会福祉協議会で後見業務を受任する法人後見の受任調整準備等成年後見制度に関する事業のほか、道社協から受託している日常生活自立支援事業の実施など、留寿都村における権利擁護体制を充実させ、在宅で支援を必要とする方の自立生活の維持向上に努めました。

(3) ボランティア活動の育成と拡大

地域福祉推進のためには、既存の福祉施策の実施だけでは困難であり、地域住民によるボランティア活動が必要不可欠となっています。

そのため、留寿都村ボランティアみやこ会や熟年ボランティア及びボランティア協力団体の育成と活動の支援を積極的に行うとともに、本村の小学校・中学校・高等学校を社会福祉普及校として指定し、次代を担う青少年のボランティア精神育成と実践活動の推進に努めました。

(4) 事務局体制の強化と職員等の研修

事務局職員及び理事等の責任体制を明確にし、事務効率や提供サービスの質を高めると同時に各種研修会に積極的に参加し、福祉に関する知識を高めて、社会福祉協議会事業の実践活動の向上を図りました。

(5) 新型コロナウイルス感染症の影響による生活困窮者への資金貸付事業

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯に対する生活福祉資金の特例貸付（緊急小口資金・総合支援資金）の貸付を行った。

3. 事業報告

(1) 地域福祉活動の推進

- ①留寿都村福祉まつり「ふれあい広場」の開催 ※未実施
- ②小規模ふれあい広場開催事業の助成 ※未実施
- ③その他地域福祉振興事業の実施

(2) 在宅福祉サービスの推進

- ①介護保険制度事業の実施
 - イ) 訪問介護事業の実施
 - ロ) 介護予防訪問介護の実施
- ②障害者総合支援制度による居宅介護事業の実施
- ③介護予防・地域支えあい事業の受託実施
 - イ) 軽度生活援助事業の受託実施
 - ロ) 外出支援サービス事業の受託実施
 - ハ) 配食サービス事業の受託実施
- ④留寿都村高齢者生活支援ハウス管理運営事業の受託実施
- ⑤除雪サービス事業の受託実施
- ⑥権利擁護推進等事業の受託実施
- ⑦日常生活自立支援事業の受託実施
- ⑧心配ごと相談事業の実施
- ⑨入浴サービス事業の実施
- ⑩会食サービス事業の実施
- ⑪安否確認サービス事業の実施
- ⑫成年後見制度に関する事業の実施
- ⑬外出サービス事業の実施
- ⑭その他の在宅福祉向上事業の実施

(3) ボランティア活動の拡大

- ①ボランティアグループ育成拡大事業の実施
- ②社会福祉普及校指定事業の実施

(4) 低取得世帯援助事業の推進

- ①歳末たすけあい運動による歳末義援金の配分
- ②生活福祉資金、各種貸付制度の活用及び相談・助言（新型コロナウイルス特例貸付）

(5) 高齢者福祉対策事業

- ①シルバーオリンピックの開催 ※未実施
- ②高齢者ふれあい交流会の開催 ※未実施

(6) 財産の確立

- ①社会福祉協議会会員の加入促進

(7) 各種会議・研修会の開催

- ①高齢者サービス調整チーム会議への参加協力
- ②後志社会福祉大会への参加及び理事等視察研修の実施 ※未実施

(8) その他

- ①各種団体事業実施指導支援

【社会福祉協議会役員組織】

○理事 8名

会長	西岡 實				
副会長	池元 勉				
	福井 フサ	坂田 愛子	渡辺 弘	老田 綾子	
	和田 幸弘	吉川 良昭			

○評議員 10名

長尾 道則	堤 富佐代	清水 清栄	蓮井 淳子
池田真知子	吉川 信夫	花谷 浩一	佐藤 徹
木下 雄一	浦池恵理子		

○監事 2名

森 靖夫	瀬戸 政幸
------	-------

※令和3年3月31日現在

※順不同、敬称略

【 社会福祉協議会職員の体制 】

○留寿都村社会福祉協議会

事務局 長	神山 貴明
社会福祉主事(係長)	小泉 洋平
ホームヘルパー(係長)	山田 陽子
福祉活動専門員(係長)	菊田 紗代
事務補助員(嘱託)	秦 美佐子
生活援助員(臨時)	向井八恵子
生活援助員(臨時)	廣内 直人
生活援助員(臨時)	稲村 陵子
生活援助員(臨時)	河野 遥
生活援助員(臨時)	後藤 歩美
生活援助員(臨時)	篠原恵美子
生活援助員(臨時)	藤谷 志保
ホームヘルパー(臨時)	久保田敦子
ホームヘルパー(臨時)	五十嵐みどり

※地域福祉推進のための各種事業及び留寿都村からの委託事業(介護予防・地域支え合い事業等)や各種団体の事務局等の業務に加え、他2事業所を統括している。

○留寿都村社会福祉協議会訪問介護事業所

管 理 者	神山 貴明
ホームヘルパー(係長)	山田 陽子
ホームヘルパー(臨時)	久保田敦子
ホームヘルパー(臨時)	五十嵐みどり
ホームヘルパー(臨時)	向井八恵子

※介護保険制度における訪問介護事業及び介護予防訪問介護事業、障害者総合支援法における居宅介護サービス事業を実施。

○留寿都村高齢者生活支援ハウス

施 設 長	神山 貴明
生活援助員	小泉 洋平
生活援助員(臨時)	向井八恵子
生活援助員(臨時)	廣内 直人
生活援助員(臨時)	稲村 陵子
生活援助員(臨時)	河野 遥
生活援助員(臨時)	後藤 歩美
生活援助員(臨時)	篠原恵美子
生活援助員(臨時)	藤谷 志保
生活援助員(臨時)	久保田敦子
生活援助員(臨時)	五十嵐みどり
事務補助員(嘱託)	秦 美佐子

※一人暮らしに不安のある高齢者が入居する施設。施設内の管理及び各種相談受付や行事の企画実施を業務とする。

○留寿都村安心生活サポートセンター

センター長	神山 貴明
福祉活動専門員(係長)	菊田 紗代
社会福祉主事(係長)	小泉 洋平
事務補助員(嘱託)	秦 美佐子

※認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない者の権利を尊重し擁護することにより地域で安心して暮らせるよう成年後見制度等権利擁護事業の普及、促進を図ることを目的とする。

【新型コロナウイルスの影響による事業等の中止状況】

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度に開催予定の事業が多数中止になり、また内容を縮小し実施してまいりました。

開催中止等の事業につきまして、以下の通りまとめます。

【花いっぱい運動】 交流事業の中止

- ・令和2年5月末にどんどん市、道の駅前の花壇に高校生と住民ボランティアと一緒に花を植えて交流を図っていたが、中止となった。
留寿都高校へ赤い羽根共同募金の助成を行い、花苗の育成及び村内花壇への無償提供する事業については今年度も継続。
- ・留寿都村役場前、赤い靴公園、銀河の杜、生活支援ハウスの花壇については高校の花苗提供と花壇造成により実施している。
- ・JA留寿都支所前の花壇については、高校より花苗提供し、JA職員が定植している。

【第73回小樽・後志社会福祉大会】 開催中止

- ・令和2年8月6日(木)島牧村(会場:島牧村中学校)にて開催を予定していたが開催が中止された。
- ・令和2年度は後志地区社協会長表彰対象者も0名。

【ふれあい広場2020】 開催中止

- ・令和2年7月11日(土)開催予定だったが、大人数を一所に集めてのイベントは感染リスクが高く例年通りの開催は難しいと判断し、開催中止。

【シルバーオリンピック開催事業】 開催中止

- ・例年ふれあい広場と同日開催をしており、令和2年7月11日(土)開催予定だったが、ふれあい広場の中止を受けて開催中止。

【高齢者ふれあい交流会】 開催中止

- ・令和2年12月7日(月)と8日(火)の2日に分けて参加人数を分散し、3密を避けて開催を計画していたが、11月に感染の第2波により1日の感染者が300人を超えるなど感染拡大の状況が続いたため、開催は難しいと判断し、開催中止。

【留寿都村社会福祉協議会役員研修会】 開催中止

- ・令和2年度度の役員研修会の開催は見送っている。

【ボランティアグループ育成拡大事業】 中止

- ・例年、後志地区ボランティア連絡協議会主催で春・秋の2回実施していたボランティア研修会に出席していたが、今年度は2回とも中止となったため、不参加。

【配食サービス調理講習会事業】 開催中止

- ・ボランティア協力者を一所に集めての講習会の開催は感染リスクが高く、例年通りの開催は難しいと判断し、開催中止。

【入浴サービス事業】 事業未実施

- ・感染対策のため、ルスツ温泉の休憩室を開放しておらず、入浴後の待合スペースがないため、今年度は事業未実施。

【配食サービス事業】 一部縮小(ボランティア調理の中止)

- ・令和2年度は例年と変わりなく毎週月曜日の配食弁当の提供をしたが、ボランティアによる調理を中止し、全て業者へ発注し事業を実施している。

【会食サービス事業】 一部縮小(会食を中止し、配食により実施)

- ・会食サービスについては、利用者を一所に集めての会食を中止し、季節のイベントにあったお弁当を業者へ発注し各利用者宅へ配布することで事業を実施している。

【社会福祉協議会会費の納入実績報告】

○趣 旨 社会福祉協議会では、年に一度村内各町内会単位へ依頼し、会員の募集を行っております。

社協が事業を行う上での主な財源は、留寿都村からの補助金、寄附金そして会員の皆様からの会費となります。

ここで集められた会費につきましては、社協の事業を運営する際に適切に使用させていただいております。

○募集期間 令和 2年10月 5日～10月30日

○納入実績

・一般会費（年会費1,000円）	5 件	5,000 円
・賛助会員（年会費 500円）	441 件	220,500 円
・合 計	446 件	225,500 円

○地区別実績

地 区	金 額	件 数	地 区	金 額	件 数
登	0	一般：0	北二線	7,000	一般：0
		賛助：0			賛助：14
北登	0	一般：0	北四線	7,500	一般：0
		賛助：0			賛助：15
泉川	0	一般：0	知来別	4,500	一般：0
		賛助：0			賛助：9
向丘	8,000	一般：0	新町	30,000	一般：0
		賛助：16			賛助：60
黒田	0	一般：0	南町	47,000	一般：1
		賛助：0			賛助：92
三ノ原	5,500	一般：0	本町	12,000	一般：4
		賛助：11			賛助：16
三ノ原町内会	5,000	一般：0	仲町	6,000	一般：0
		賛助：10			賛助：12
南一線	3,000	一般：0	北町	40,000	一般：0
		賛助：6			賛助：80
南二線	6,500	一般：0	横町	25,000	一般：0
		賛助：13			賛助：50
南三線	4,500	一般：0	支援ハウス	6,500	一般：0
		賛助：9			賛助：13
五ノ原	6,000	一般：0	個人	1,500	一般：0
		賛助：12			賛助：3
八ノ原	0	一般：0			
		賛助：0			

【社会福祉普及校指定事業実施報告】

○趣 旨 昨今、学校教育の現場において総合的学習の時間に福祉の学習を取り入れる学校が増えています。

社会福祉協議会は地域福祉振興事業の一環として村内の社会福祉の普及に努めている各学校に対し、その活動が円滑に進むため資金面での支援を行いました。

○指定校名及び交付額

- ・留寿都小学校 30,000円
- ・留寿都中学校 30,000円
- ・留寿都高等学校 50,000円

○指定校の主な社会福祉普及活動実績

- ・留寿都小学校
⇒各種募金活動、「福祉学習」の実施
- ・留寿都中学校
⇒保育所訪問、花壇造成・整備活動
学校周辺ゴミ拾い、校内清掃活動
ベルマークの収集寄付活動
- ・留寿都高等学校
⇒社会福祉協議会各種事業への参加協力、社会福祉施設実習

【赤い羽根共同募金活動報告】

○趣 旨 毎年10月1日から12月31日まで3ヶ月実施されている募金活動の中で、当社協は北海道共同募金会留寿都村共同募金委員会として協力しています。

赤い羽根共同募金活動は「たすけあいの精神」の啓蒙と民間社会福祉事業の財源確保のため、また近年では複雑化する福祉ニーズに応えるべく、地域住民との連携を深めるとともに民間組織ならではの柔軟な対応を心掛け運動を進めています。

留寿都村共同募金委員会では例年、各町内会単位及び村内法人や各学校で募金を呼びかけるとともに、村内の各種行事での募金活動や村内各所に募金箱を設置しての活動を実施しています。

寄せられた募金の約8割は当社協の地域福祉事業や福祉団体へ配布されています。

残りの2割は北海道共同募金会から全道規模の団体へ配布されます。

○実施機関 令和 2年10月 1日～12月31日

○募金総額 合 計 484,532 円

1. 村内各地区等より 232,500 円

地区名	金額	地区名	金額	地区名	金額
登	2,500	南二線	6,500	南町	47,000
北登	0	南三線	4,500	本町	13,500
泉川	0	五ノ原	10,000	仲町	6,000
向丘	8,000	八ノ原	0	北町	40,000
黒田	3,000	北二線	7,000	横町	20,000
三ノ原	5,500	北四線	7,500	支援ハウス	6,500
三ノ原町内会	5,000	知来別	4,500	個人	2,500
南一線	3,000	新町	30,000		

2. 法人募金 191,000 円

法人名	金額	法人名	金額
ようてい農協留寿都支所	10,000	(株) 五和管理	10,000
(有) 道南北自	10,000	留寿都商工会	5,000
(有) サン・ファーム	10,000	北正重機工業(株)	5,000
藤岡工業(株)	10,000	石川商店	10,000
(有) 藤岡商事	5,000	北海信金留寿都支店	10,000
(株) 加森観光	5,000	ルスツ羊蹄ファーム(株)	5,000
わかさいも本舗(株)ルスツ店	5,000	(株) 三浦木材工業	10,000
後志観光開発(株)	10,000	(有) 西原ファーム	10,000
(有) クライスデール	5,000	ルスツ食品加工(株)	1,000
(株) ヒノキ新薬	5,000	(株) 高橋設備工業	5,000
(有) 辻畜産	10,000	(有) 谷岡農機製作所	5,000
(一社) ルスツ産業振興公社	5,000	(有) 梅屋	5,000
(株) 留寿都建設	10,000	(有) 蓮井商店	10,000

3. 村内各学校より 20,892 円
 (留小・留中・留高)

4. チャリティーカラオケのタベ 開催中止

5. ふれあい広場2020売上より 開催中止

6. 村内募金箱より 27,681 円

7. シンプルオブライフ袋物売上募金 12,459 円



【歳末たすけあい義援金活動実施報告】

- 趣 旨 新たな年を迎える時期に、支援を必要とする人たちが地域で安心して暮らすことができるよう、地域住民やボランティア、関係機関・団体の協力のもと、住民の参加や理解を得て様々な福祉活動を重点的に展開する共同募金活動の一環としての「歳末たすけあい運動」を実施します。
- 留寿都村では共同募金活動同様、村内各町内会単位で義援金を集めていただき、村内に在住の社会的に立場の弱い方々へ見舞金・図書引換券・おせち料理として配分しております。

○実施機関 令和 2年12月 1日～12月16日

○募金実績 合 計 208,000 円

○配分事業 低所得者への見舞金交付 6世帯24名
一人親世帯の子どもへの図書引換券配布 10世帯14名
高齢者へのおせち料理配食 29世帯30名

○地区別実績

地 区	金 額	地 区	金 額	地 区	金 額
登	2,500	南 二 線	5,000	南 町	30,000
北 登	0	南 三 線	0	本 町	12,500
泉 川	0	五 ノ 原	10,000	仲 町	6,000
向 丘	8,000	八 ノ 原	0	北 町	40,000
黒 田	3,000	北 二 線	7,000	横 町	15,000
三 ノ 原	5,500	北 四 線	7,500	支援ハウス	6,500
三ノ原町内会	5,000	知 来 別	3,500	個 人	0
南 一 線	3,000	新 町	30,000	民生委員協議会	8,000

【訪問介護・訪問介護相当型サービス事業実施報告】

(※基準該当サービス)

○目的

平成12年度より介護保険法が施行され、それにともない当社協では訪問介護事業を開始し、また平成20年度より介護予防訪問介護事業も開始しました。

在宅において生活されている要支援・要介護と認定された高齢者に対し、住み慣れた地域において在宅生活が継続できるよう、ご自宅にホームヘルパーを派遣し、身の周りのお世話をを行います。

○職員体制

- ・ 管理者（☎社協事務局長） 1名
- ・ 常勤ヘルパー 1名（サービス提供責任者）
- ・ 非常勤ヘルパー（☎生活援助員） 3名

○利用実績（過去3年分）

実施年度	利用者数（実人員）	利用回数（延回数）
平成30年度	11	385
令和元年度	12	349
令和2年度	13	458

○サービス内容

1. 生活援助

- ①調理・買い物
- ②衣類の洗濯・補修
- ③住宅の掃除・整理整頓
- ④薬の受け取り
- ⑤生活援助に関する相談・助言

2. 身体介護

- ①衣類の着脱
- ②入浴介助・清拭・洗髪
- ③服薬管理
- ④身体介護に関する相談・助言

3. 通院等乗降介助

- ①通院のための乗車及び降車の介助

【居宅介護サービス事業実施報告】

(※基準該当サービス)

○目的

障害者総合支援法により、障害福祉サービスの居宅介護サービス事業を実施しています。

居宅介護サービス事業では、障がい者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう生活全般にわたるサービスを提供しています。

○職員体制

訪問介護事業の体制と同様

○利用実績（過去3年分）

実施年度	利用者数（実人員）	利用回数（延回数）
平成30年度	1	3
令和元年度	0	0
令和2年度	1	23

○サービス内容

1. 家事援助

- ①調理・買い物
- ②衣類等の洗濯
- ③住居の掃除・整理整頓
- ④その他関係機関への連絡等

2. 身体介護

- ①入浴介助・清拭・洗髪
- ②排せつ介助
- ③食事介助
- ④衣服の着脱の介助
- ⑤通院介助
- ⑥その他必要な身体介護

3. 移動介護

- ①通院や外出の介助

4. 日常生活支援

- ①身体介護や家事援助、見守りなど生活全般の支援

【軽度生活援助事業実施報告】

○目的

留寿都村から委託を受け、実施している介護予防・地域支えあい事業。
軽度な日常生活上の援助を行うことにより、在宅ひとり暮らし高齢者等の自立した生活が可能になると認められる世帯に週1回程度ホームヘルパーを派遣し、生活支援を行います。

あくまで介護予防事業であるため、利用者が要介護認定により要支援・要介護と認められた場合は訪問介護事業へサービス移行となります。

○職員体制

訪問介護事業の体制と同様

○利用実績（過去3年分）

実施年度	利用者数（実人員）	利用日数（延日数）
平成30年度	26	292
令和元年度	24	269
令和2年度	41	475

○サービス内容

1. 家屋内の整理整頓等
2. 寝具類等の洗濯等
3. 食事・食材の確保等
4. 外出時の援助（外出の付き添い、最寄の医療機関・公共機関への送迎）
5. 安否の確認
6. 日常生活上の助言指導等
7. その他特に必要と村長が認める業務

【外出支援サービス事業実施報告】

※令和2年6月末サービス終了

○目的

平成15年4月より留寿都村からの委託を受け実施している介護予防・地域支えあい事業。

介護保険法に規定する要介護認定を受けた高齢者に対し、買い物及び通院等にかかわる外出支援を行い、在宅福祉の向上を図ります。

留寿都村のサービス規則の改正により、令和2年6月末で、サービスが終了。

令和3年7月以降は、社協が実施主体となる新たなサービス「外出サービス」と村受託事業の「軽度生活援助事業」の組み合わせによってサービス提供を行う。

○職員体制

訪問介護事業の体制と同様

○利用実績（過去3年分）

実施年度	利用者数（実人員）	利用回数（延回数）
平成30年度	22	419
令和元年度	23	547
令和2年度	21	126

○サービス内容

1. 要介護認定による要支援者に対する通院支援
2. 要介護認定による要介護者等の支払い及び買い物の同伴支援
3. 安否確認等の介護保険対象外のサービス

【外出サービス事業実施報告】

○目的

令和2年7月より社協独自のサービスとして提供を開始。

在宅生活における交通手段のない高齢者の移動手段を確保することにより、在宅福祉の向上を図ることを目的とする。

移動のみの支援であり、原則として、村内の医療機関・金融機関・公共機関・商業店舗への日常生活に必要な外出を行うための送迎に限りサービスの提供を行うものとする。

サービスの目的上、移動先での介助は行わないが介助が必要な場合は別のサービスである村受託事業の「軽度生活援助事業」を利用する。

○職員体制

訪問介護事業の体制と同様

○利用実績（過去3年分）

実施年度	利用者数（実人員）	利用回数（延回数）
令和2年度	44	847

○サービス内容

1. 移動支援

→原則として、村内の医療機関・金融機関・公共機関・商業店舗への日常生活に必要な外出を行うための送迎に限りサービスの提供を行うものとする。

→利用料は片道につき100円とし、1片道をサービス利用の1回として計算する。

【移動支援事業実施報告】

○目的

留寿都村から委託を受け、実施している移動支援事業。

障がい者等が社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出における移動の支援をします。

但し、障害者総合支援障害者福祉サービス居宅介護利用が優先されます。

○職員体制

訪問介護事業の体制と同様

○利用実績（平成30年度より新規受託）

実施年度	利用者数（実人員）	利用回数（延回数）
平成30年度	1	1
令和元年度	0	0
令和2年度	0	0

○サービス内容

1. 移動支援

①身体介護を伴う移動介助

②身体介護を伴わない移動介助

※通院、金融機関、買い物、役場等

【配食サービス事業実施報告】

○目的

留寿都村から委託を受け、実施している介護予防・地域支えあい事業。
ひとり暮らし及びこれに準ずる高齢者にバランスのとれた食事を定期的
(週1回程度)に提供することにより、高齢者の健康の維持・増進を図り
同時に直接食事を手渡すことで安否確認を行います。

村内業者以外にもボランティア団体・留寿都高等学校の協力を得て実施
しています。

○実施業者・団体

1. 業者

・高橋家 ・五和管理 ・LaLa(真狩村) ・ほうぼう

2. ボランティア団体及び学校(調理担当)

※今年度は新型コロナウイルス感染症の感染防止のため
調理ボランティアの実施なし

3. ボランティア団体(配食担当)

・留寿都村熟年ボランティア

○利用実績(過去3年分)

実施年度	利用者数(実人員)	利用回数(延回数)
平成30年度	19	687
令和元年度	18	743
令和2年度	19	852

【留寿都村高齢者生活支援ハウス運営事業実施報告】

○目的

平成17年4月開設となった施設で、指定管理者として当法人が運営を受託することとなった事業。

高齢のため在宅においての生活継続に不安がある方に対し、24時間職員が配置されている住居を提供し、日常生活支援及び地域交流事業等を総合的に実施することにより、高齢者が健康で明るい生活を送れるよう支援します。

○職員体制

- ・施設長（☎社協事務局長） 1名
- ・相談担当生活援助員（☎社会福祉主事） 1名
- ・生活援助員（臨時職員） 7名
- ・生活援助員（☎ホームヘルパー） 2名
- ・事務補助員（☎社協事務補助員） 1名

○利用実績

実施年度	年度末入居者	年度内退去者	年度内入居者
平成30年度	12	1	2
令和元年度	13	1	2
令和2年度	12	1	0

○サービス内容

- ・施設内及び施設周辺の清掃・管理（芝刈り、除雪等）
- ・緊急時の対応
- ・保険福祉サービスの調整
- ・日常生活の相談援助
- ・施設内行事及び地域交流事業の企画実施

【除雪サービス事業実施報告】

○目的

留寿都村から委託を受けて実施している事業。
 冬期間の除排雪が自力では困難であり、かつ、援助してくれる者がいない独居高齢者世帯・高齢者夫婦世帯・身体障がい者世帯及びこれに準ずる者が住み慣れた地域において冬の期間快適な生活を送ることができるよう、身体的・環境的に除雪が困難な者を対象に除雪サービスを随時提供することで、在宅福祉を充実させ、福祉の向上を図ります。社協より村内業者へ委託して実施しています。

○実施業者

- ・（株）高橋設備工業

○利用実績（過去3年分）

実施年度	利用者数 (実人員)	利用回数（延回数）				累計
		屋根	軒下 窓下	生活路 (住宅前)	生活路 (車庫前)	
平成30年度	15	8	16	489	0	513
令和元年度	12	0	4	363	0	367
令和2年度	11	10	24	594	0	628

○サービス内容

1. 屋根の雪下ろし
2. 軒下及び窓下周辺の除排雪
3. 日常生活路確保のための除排雪（①住宅前、②車庫前）

【留寿都村安心生活サポートセンター

及び権利擁護推等事業報告】

○目的

安心生活サポートセンターは、認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない者が成年後見制度や日常生活自立支援事業等の権利擁護事業を的確に利用できるよう支援を行い、これらの者の権利を尊重し擁護することにより地域で安心して暮らせるよう権利擁護事業の普及、促進を図ることを目的とします。

権利擁護推進等事業は、安心生活サポートセンターと重複する業務の他、判断能力の有無に関わらず、誰もが安心して生活を維持できるよう、生活困窮者等支援の必要な方へ権利擁護の推進と関係機関と連携を強化することにより、地域における孤立防止及び自立を促進することを目的とします。

○職員体制

- ・センター長 (社協事務局長兼務) 1名
- ・福祉活動専門員 (社協事務局職員兼務) 1名
- ・社会福祉主事 (社協事務局職員兼務) 1名
- ・事務補助員 (社協事務補助員) 1名

○相談・調整対応実績

実施年度	実人数	相談件数	関係機関調整件数	延件数
平成30年度	14名	169件	194件	363件
令和元年度	14名	152件	152件	304件
令和2年度	38名	263件	148件	411件

○権利擁護研修会

… ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催中止

○その他

- ・関係機関連携
- ・各種関係会議及び研修会への出席

【日常生活自立支援事業実施報告】

○目的

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うことにより、その権利を擁護することを目的とします。

○職員体制

留寿都村安心生活サポートセンターの体制と同様

○利用実績

実施年度	利用者数 (実人数)	相談件数	関係機関調整件数	延件数
平成30年度	1名	79件	12件	91件
令和元年度	1名	61件	12件	73件
令和2年度	2名	109件	28件	137件

○サービス内容

1. 生活支援サービス

- 福祉サービスの情報提供や利用のお手伝い
- 本人あてに送付される書類などの内容の確認 など

2. 金銭管理サービス

- 公共料金などの支払い
- 預金を金融機関で払い戻すなど、日常生活費の管理のお手伝い

3. ③財産保全サービス

- 年金証書、定期預金通帳など、普段使わない大切な書類等の銀行貸金庫での預かり

【法人後見事業報告】

○目 的

法人後見事業は、認知症高齢者、知的障がい者及び精神障がい者など意思決定が困難な者の判断能力を補うため、本会が成年後見人、保佐人または補助人となることにより、成年被後見人、被保佐人、被補助人の財産管理、身上監護を行い、その権利を擁護することを目的とします。

○類型別受任実績

	成年後見	保佐	補助	合 計
平成30年度	0名	0名	0名	0名
令和元年度	1名	0名	0名	1名
令和2年度	1名	0名	1名	2名

○成年後見～相談・調整対応実績

	実人数	相談件数	関係機関調整件数	延件数
平成30年度	0名	0件	0件	0件
令和元年度	1名	2件	9件	11件
令和2年度	1名	1件	35件	36件

○保佐～相談・調整対応実績

	実人数	相談件数	関係機関調整件数	延件数
平成30年度	0名	0件	0件	0件
令和元年度	0名	0件	0件	0件
令和2年度	0名	0件	0件	0件

○補助～相談・調整対応実績

	実人数	相談件数	関係機関調整件数	延件数
平成30年度	0名	0件	0件	0件
令和元年度	0名	0件	0件	0件
令和2年度	1名	20件	86件	106件

【会食サービス事業実施報告】

- 趣 旨 65歳以上の者及び65歳未満の者であって特に必要あると社会福祉協議会長が認めた者に会食の機会を定期的に提供することで、閉じこもり防止と他者との交流の機会を充実させ、在宅の高齢者の福祉の向上を図ることを目的とする。
- サービス内容 会食サービスの内容は、在宅福祉サービス車を利用しサービスの対象者を送迎し、おおむね年に4回の会食の機会を提供するものとする。また、必要に応じボランティアの協力を得て会食を実施するものとするが、サービスの目的上、食事介助は行わないものとする。
今年度については、新型コロナウイルス感染症の感染予防の観点から会食形式を止め、すべて各利用者宅への配食を行った。
- 利用対象者 令和2年度対象者数（実人員）18名
（1）村の福祉サービスを利用している者で、会食サービスを希望する者。ただし食事介助を必要としない者
（2）在宅の一人暮らし高齢者及び高齢者夫婦世帯の者
（3）その他社協会長が特に必要と認めた者
⇒利用運用基準表に基づき調査
- 実施回数 実施回数 3回
（内 訳）
・クリスマス（配食） 業者：ほうぼう
⇒令和 2年 12月 24日（木）実施 18名
・節分（配食） 業者：LaLa
⇒令和 3年 2月 4日（木）実施 16名
・ひなまつり（配食） 業者：五和管理
⇒令和 3年 3月 4日（木）実施 16名

【安否確認サービス事業実施報告】

○趣 旨 在宅のひとり暮らしの高齢者等に対し、安否確認サービスを提供し、これらの者の自立と生活の質の確保、精神的な負担の軽減を図るとともに、健康でいきいきとした生活を営むことができるよう支援することを目的とする

○サービス内容 (1) 電話による安否確認、会話を通した孤独感の解消及び各種相談
(2) その他、留寿都村社会福祉協議会会長が必要と認める事業

○利用対象者 令和2年度対象者数（実人員）0名
安否確認サービスを利用できる者は、留寿都村に現に住所を有する者であって、おおむね75歳以上のひとり暮らし世帯のもの、夫婦のみの世帯に属するもの及び家族による援助を受けることが困難なもののうち、高齢や身体障がい等のため独立して生活することに不安があるもの。

○利用実績（平成29年度より事業開始）

実施年度	利用者数（実人員）	利用回数（延回数）
平成30年度	2	14
令和元年度	0	0
令和2年度	0	0